

南会津町墓地基本構想

(観音寺墓地管理運営指針)

平成25年8月



目 次

◎ はじめに	2
1 観音寺墓地について	
① 観音寺墓地設置の背景	3
② 沿革	4
③ 墓地の規格について	5
④ 永代使用料について	5
2 観音寺墓地の整備方針	
① 墓地の需給について	6
ア 使用状況について	6
イ 近年の需要について	6
ウ 首都圏や近郊都市の墓地情勢と需要について	7
② 近年の区画の造成について	8
3 観音寺墓地の付帯施設の整備	
① 墓地通路・駐車場について	10
② 排水対策について	10
③ 寺前公衆便所について	11
④ 墓園機能について	11
4 観音寺墓地の管理運営方針	
① 観音寺墓地運営組合について	12
ア 運営状況	12
イ 将来に向けた課題	12
② 区画の効率的利用について	13
ア 意向調査について	13
イ 効率的利用にかかる考察	14
ウ 効率的利用に関する方針について	14
5 将来における町営墓地整備	
① 環境整備にかかる概略設計について	15
② 将来における造成の方向性について	15
③ 観音寺墓地の将来像について	16
◎ 資料	
○南会津町墓地条例	17
○南会津町墓地条例施行規則	19
○本町近隣都市における公営墓地の状況	21

◎ はじめに

南会津町観音寺墓地は、旧田島町において昭和44年に1号墓地101区画を造成して以来、昭和53年に2号墓地98区画、昭和60年に3号墓地31区画、さらに平成9年から平成23年にかけて4号墓地計149区画を造成し、全体で379区画を造成しております。

1号墓地の造成以来44年が経過し、現在21区画を残し、358区画が使用許可済となっております。

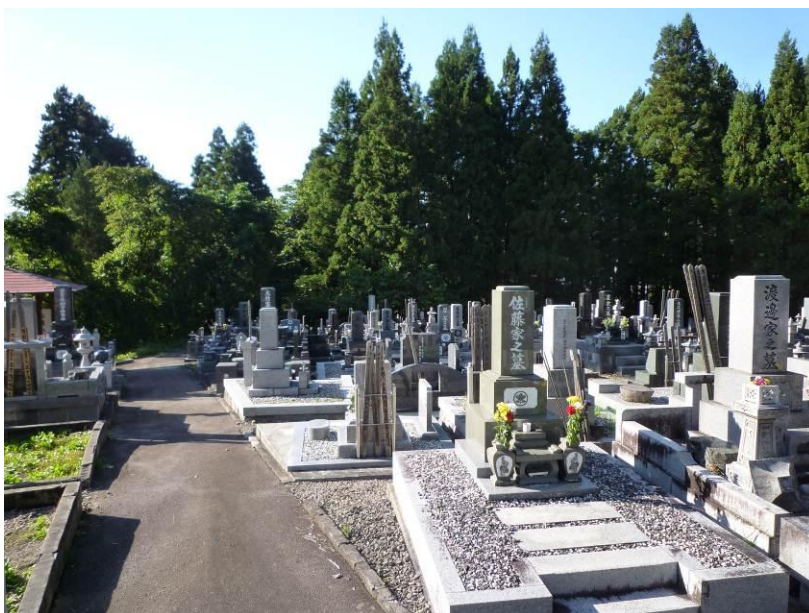
この間、墓地の困窮対策と公衆衛生の向上、さらには住民の健康で文化的な生活に寄与して参りましたが、自家用車の普及による駐車場確保の問題や近年の少子高齢化、墓地使用許可者の承継者が遠方に在住することに起因する墓地の疎遠化などが心配され、将来の墓地の管理運営が憂慮される事象も現れつつあります。

また、これらの社会情勢の変遷に伴う問題に加え、降雨時の排水対策など山林に囲まれた立地に起因する地理的問題も浮き彫りとなっております。

この基本構想では、これらの問題への対応と、観音寺墓地の管理運営指針も含めた町営墓地のあり方を定めることで、『ゆりかごから墓場まで』住んで良かったと思える豊かなまちづくりを目指すものです。

平成25年8月

南 会 津 町 長 大 宅 宗 吉
観音寺墓地運営組合 組合長 湊 田 幹 夫



＜観音寺墓地1号墓地＞

1 観音寺墓地について

① 観音寺墓地設置の背景

町営観音寺墓地は、主に田島市街地に居住している方で、喫緊に墓地が必要な方などを利用の対象としています。

集落の共同墓地は、代々その土地に居住している方が先祖代々の墓地の管理も含めて共同利用しており、一般的に空き区画も少なく、墓地のない方が新たに墓地を求めるには地縁的、物理的側面からも難しい状況にあります。

また、宗教法人が保有、管理する墓地については、檀家、信徒等であることが前提となるなどの制約から、新たに墓地を求めるには敷居が高いものとなっており、それらの需要に応えるべく設置したのが観音寺墓地です。

<経営形態別共同墓地数>

(平成25年7月末現在)

地 域	町営(集落)	宗教法人営	そ の 他	計
田 島	119	7	2	128
舘 岩	58	2	0	60
伊 南	53	1	3	57
南 郷	63	2	0	65
合 計	293	12	5	310

※ 観音寺墓地は、町営(集落)に含まれます。



<観音寺墓地2号墓地>

② 沿革

年 度	工事費（円）	請負者	摘 要
昭和44年度	2,413,000	(株)星建設工業所	1号墓地101区画を造成 (遺骨保有に関わらず町内で墓地が必要な方が対象であった。)
昭和45年度	264,000	(有)大竹土建	墓地道路工
昭和52年度	680,000	(有)大桃建設工業	寺前公衆便所新築工事
昭和53年度	3,999,000	(株)星建設工業所	2号墓地98区画を造成 休憩小屋（東屋）新築工事
昭和55年度	180,000	(有)大桃建設工業	寺前公衆便所新築工事
昭和60年度	2,029,000	(有)丸栄工務所	3号墓地31区画を造成
	230,000	(合)皆川測量	測量設計委託
昭和62年度	850,000	福南建設(株)	墓地内舗装工事
平成3年度	216,300	(資)皆川測量	墓地増設測量委託
平成4年度	721,000	(資)皆川測量	既設墓地測量、新設墓地縦横断測量委託
平成5年度	257,500	佐野屋土建	3号墓地内の4区画を変更改修
	3,914,000	(株)皆川測量	増設測量設計委託
平成8年度	329,600	(株)皆川測量	実施設計修正委託
	10,044,994	—	墓地用地取得 5,467 m ²
平成9年度	25,429,950	(株)星建設工業所	4号墓地103区画を造成 (4号墓地造成を期に、町内に代理人を定めることを条件に町外在住者にも対象範囲を広げた。)
平成11年度	3,814,650	(株)星建設工業所	法面の積ブロック工、フェンス設置、ごみ集積所設置工
平成13年度	2,815,050	(有)丸栄工務所	排水工、1号墓地への通路改修
平成14年度	1,785,000	(有)丸栄工務所	排水工、法面工事、防護柵工事
平成15年度	1,796,550	(有)丸栄工務所	排水工、擁壁工、1号墓地への通路改修
平成16年度	489,300	金子建設工業(株)	4号墓地に7区画追加造成 無縁墓地修繕
	6,353,152	—	福島県より駐車場用地取得 305 m ²
平成18年度	399,000	金子建設工業(株)	4号墓地に7区画追加造成
	1,680,000	(株)皆川測量設計	環境整備計画概略設計委託
平成19年度	649,950	金子建設工業(株)	4号墓地に11区画追加造成 2号墓地接続木製階段工
平成23年度	1,428,000	金子建設工業(株)	4号墓地に21区画追加造成
平成24年度	394,800	金子建設工業(株)	排水溝改修工事
平成25年度	404,964	田島森林組合	支障木の枝打ち

③ 墓地の規格について

1号、2号、3号墓地については、墓碑の寸法等に関する規格のない自由墓域として整備していますが、4号墓地については、使用者の嗜好や費用負担を勘案し、都市部の墓園を参考に墓碑、墓誌の寸法等を統一した規格墓域を導入しています。

<規格概要>

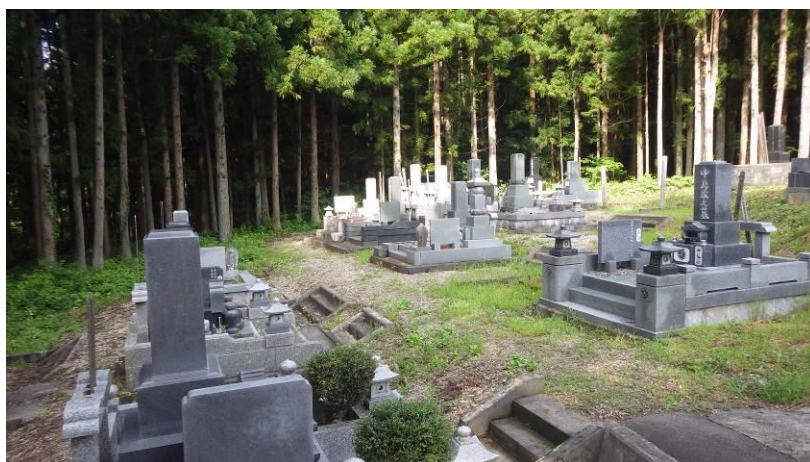
区 域	規格区分	区 画 面 積
1号、2号、3号墓地	自由墓域	7.5㎡(2.5m×3.0m)
4号墓地	規格墓域	5.0㎡(2.5m×2.0m)

④ 永代使用料について

永代使用料については、近隣の類似墓地の例や財務状況など、その時代の社会的背景に応じて造成の度に設定、見直しを図っています。

<永代使用料の変遷>

改正年月日	1号墓地 (昭和44年度造成)	2号墓地 (昭和53年度造成)	3号墓地 (昭和60年度造成)	4号墓地 (平成9年度造成)
昭和44年4月1日	900円/㎡ (6,750円/区画)			
昭和53年4月1日		55,000円/区画		
昭和60年10月9日			94,000円/区画	
平成2年4月1日	35,000円/区画	105,000円/区画	107,000円/区画	
平成7年9月18日	15,000円/㎡ (112,500円/区画)			
平成9年6月25日	225,000円/区画(町民) 275,000円/区画(町民以外)			



<観音寺墓地3号墓地>

2 観音寺墓地の整備方針

① 墓地の需給について

ア 使用状況について

平成25年7月末現在、観音寺墓地は379区画あり、うち、358区画が使用許可済で、その残区画は21区画のみとなっています。

残区画の内訳は、1号墓地に1区画（返還墓地）、4号墓地に20区画となっています。

なお、使用許可済区画に対して、墓碑設置又は埋骨されている区画は281区画、利用率78.5%となっていますが、4号墓地は造成が近年であることから、利用区画78区画、利用率60.5%と他の区域より少ない状況となっています。

＜観音寺墓地の区域別使用許可区画数＞（平成25年7月末現在、単位：区画）

区域	造成区画数	使用許可区画数				残区画数
			墓碑設置 埋骨区画数	未利用 区画数	利用率	
1号	101	100	94	6	94.0%	1
2号	98	98	79	19	80.6%	0
3号	31	31	30	1	96.8%	0
4号	149	129	78	51	60.5%	20
合計	379	358	281	77	78.5%	21

イ 近年の需要について

近年の観音寺墓地の使用許可件数は、年平均3件程度となっています。

平成20年に南会津町墓地条例施行規則を改正し、遺骨を保有している方に新規の使用許可を限定したことから、使用許可件数は今後減少することが予想されますが、少ない中にも確実な需要があると見込まれます。

なお、将来的にはいわゆる団塊世代の需要も想定されますが、その規模は未知数であり、今後の状況に応じた対応が必要となります。

＜観音寺墓地使用許可件数の推移＞（単位：区画）

年 度	件 数	年 度	件 数	過去10年の 許可件数	28
平成15年度	2	平成20年度	3		
平成16年度	4	平成21年度	3		
平成17年度	3	平成22年度	0	平均	2.8
平成18年度	8	平成23年度	0		
平成19年度	1	平成24年度	4		

ウ 首都圏や近郊都市の墓地情勢と需要について

東京都内で墓地を求めるには数百万円の永代使用料と10倍を超える抽選に当選する必要があるものの、このような状況は国内でも特別な状況となっています。

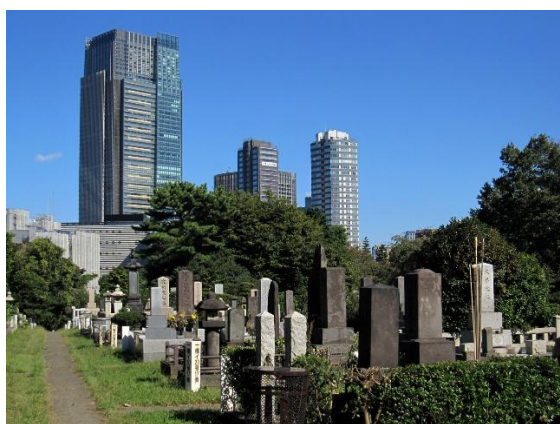
北関東などの首都圏近郊においては、近年、墓地の整備が進み、例えば那須塩原市では常時、墓地使用の申込みを受け付けており、観音寺墓地と同程度の区画面積で永代使用料は40万円程度となっています。

また、本町に対しては、都市在住者からの問い合わせがないことから、かつてのような墓地不足は解消されつつあると考えられ、首都圏からの需要は想定しにくい状況にあります。

なお、4号墓地造成当時に想定された町外者の利用については、関東地方在住の方が18件で、4号墓地の利用総数129件に対して約14%程度にとどまっています。

＜観音寺墓地の居住地・区域別墓地利用状況＞ (平成25年7月末現在)

居住地	区域 (件)				計	割合
	1号	2号	3号	4号		
南会津町内	80	84	26	106	296	82.7%
うち田島(旧大字)	73	75	18	93	259	72.3%
うち田島以外 (丹藤、永田、長野等)	7	9	8	13	37	10.3%
南会津町外	20	14	5	23	62	17.3%
会津地方(南会津町を除く)	5	4	2	4	15	4.2%
福島県(会津地方を除く)	5	2	0	1	8	2.2%
関東地方	9	7	3	18	37	10.3%
その他	1	1	0	0	2	0.6%
無縁墓地	0	0	1	0	1	0.3%
合 計	100	98	31	129	358	



＜東京都 青山墓地＞



＜那須塩原市 さくら公園墓地＞

② 近年の区画の造成について

当面の需要に対応するため、平成23年度に次の3点を考慮し、観音寺墓地の現有敷地内の可能な部分に区画を造成しました。

- 利用者の利便性が確保されていること。
- 整備が容易であること。
- 町営墓地の当面の需要が最大でも年間3件程度であること。

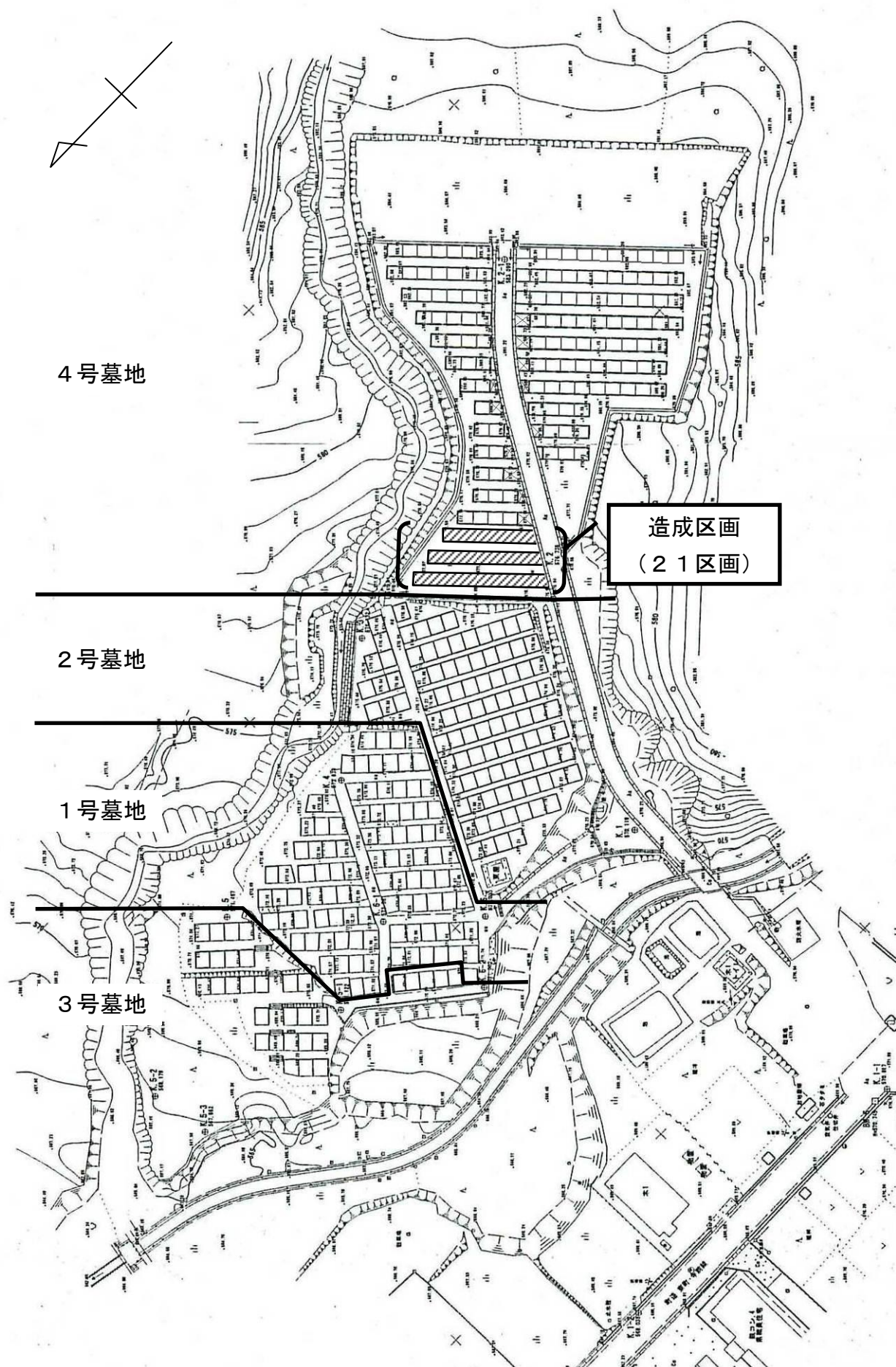
具体的には、次ページの＜平成23年度区画造成位置図＞のとおり、4号墓地内の未利用地で2号墓地に隣接した区域に造成しました。

この造成により21区画が追加されたため、仮に年間3件の使用許可があった場合で7年程度、年間1、2件の少ない使用許可であった場合には15年程度の需要に対応可能となりました。



＜観音寺墓地4号墓地＞

<平成23年度区画造成位置図>



3 観音寺墓地の付帯施設の整備

① 墓地通路・駐車場について

町道から観音寺墓地に至る通路および駐車場（寺前甲2966-2の一部152㎡）については、徳昌寺の所有となっており、昭和44年から賃貸借契約を締結し確保しています。

また、平成16年度に福島県から寺前甲2964-2と2964-3の2筆、計305㎡の土地を購入し駐車場として利用していますが、お盆やお彼岸の一時期に限り駐車場不足が発生する場合があります。

新たな駐車場を造成するにも、墓地周辺には空地がないため、駐車場用地の増設は困難な状況にありますが、今後とも周辺の土地利用調査を進め、駐車場用地の確保に向けて検討します。

なお、隣接する徳昌寺において、境内に駐車スペースが整備されているため、間接的ではあるものの駐車場不足が若干ですが緩和されています。



＜平成16年に取得した駐車場＞

② 排水対策について

観音寺墓地内の、特に4号墓地の元来の地形が谷間となっていることから、降雨の際に上流部等から雨水が流入しやすくなっています。

このことから、4号墓地周囲等に排水溝を敷設して対策を講じているところですが、周囲の樹木からの落葉や土砂の滞留により隣接する区画まで雨水の流入が心配されます。

排水対策については、平成24年度に一部排水溝の改修を行いました。今後とも技術的観点から方策を検討し、改善を図っていくこととします。

また、排水溝の日常管理については、町と観音寺墓地運営組合が連携し、管理の徹底及び可能な部分での改善を図っていくこととします。



＜排水溝の状況＞

③ 寺前公衆便所について

寺前公衆便所は、観音寺墓地の入口付近に位置しており、周辺の公衆衛生の確保と墓地利用者の利便性の向上のために昭和52年に設置し、年間1,000人程度の利用があります。

寺前公衆便所の清掃は、現在、隣接する徳昌寺によるボランティアで行われており、現在のところ支障なく運用されていますが、設置から30年以上が経過しているため、老朽化への対応や、利用者にやさしい施設への改修（バリアフリー化）、下水道への接続による公衆衛生の向上など、関係者協議のうえ進めていくこととします。



＜寺前公衆便所＞

④ 墓園機能について

観音寺墓地は、昭和44年の整備当時、墓園（都市公園）としての機能は想定しておらず、このことは、整備当初における安価な永代使用料にも反映されていました。

その後、墓地区画の追加造成と併せて、主要な通路の改良や舗装、東屋の設置など、墓地提供にあたって必要な整備を行っており、都市部平坦地における墓園には及ばないものの、墓園機能としては一般的な集落内の墓地とは一線を画すものとなっております。

墓園機能の充実については、高齢化など利用者の動向にに応じ、また、費用負担のあり方も含めながら、関係者協議のうえ進めていくこととします。



＜東屋（1号墓地付近）＞

4 観音寺墓地の管理運営方針

① 観音寺墓地運営組合について

ア 運営状況

南会津町墓地条例第6条第5項では、「使用者は、墓地内の掃除又は修理を行い常に清潔を保たなければならない。」とされていることから、使用者の共同により『観音寺墓地運営組合』が組織され、通路等公共部分の清掃や除草など、日常的な管理が良好に行われています。

なお、観音寺墓地運営組合の必要経費は全て使用者の年会費で負担されており、町は事務局運営の面で支援を行っています。

年会費は、居住地を単位に形成する班ごとに、班長が集金することが基本となっていますが、近年の傾向として使用者の高齢化や承継される親族が町外在住であるなどの理由により、年会費を事務局へ直接納入する『班非加入会員』が増加しつつあります。

<観音寺墓地運営組合班加入等の状況> (平成25年7月末現在)

区 分	件数	割合(%)
班加入会員	246	68.9%
班非加入会員	111	31.1%
会員計	357	100.0%

町管理分（無縁墓地）除く

※ 班 数：29班（班長29名）

※ 役 員：組合長1名 副組合長2名 理事6名 監事2名

※ 年会費：年間1,000円（平成24年度）

イ 将来に向けた課題

観音寺墓地は設置以来44年が経過し、この間、町外に転出した使用者や、近年の核家族化及び少子化の影響により、町外在住の親族に承継された使用者が徐々に増えています。

町外の使用者が現在の住所から移転しても必要な手続きが行われなかった場合、いわゆる音信不通となることが想定され、この場合、会費納入に関する連絡をとることができず、会費の公平負担の基本原則が損なわれる恐れがあります。

また、将来的には相続人がいない区画も発生することが予想されることから、住所の移転や承継など必要な手続きの周知徹底を図るとともに、会費納入のあり方や無縁墓地への改葬を含めた対応などについて、調査・研究を進め関係者間で協議していくこととします。

② 区画の効率的利用について

ア 意向調査について

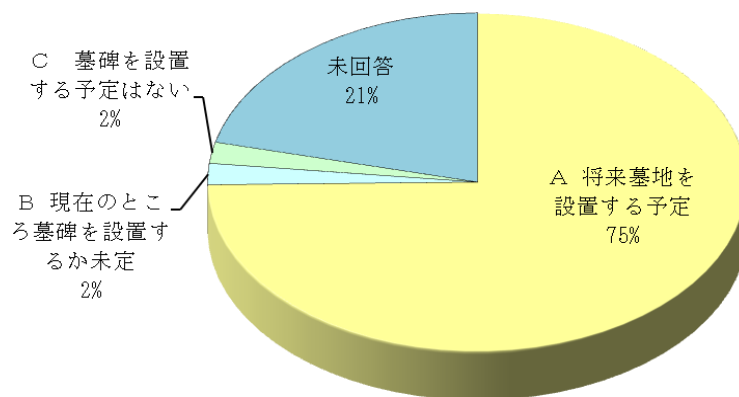
観音寺墓地の使用許可を受けているものの、墓碑の設置や埋葬が行われていない区画の使用許可者に対して、今後の利用に関する意向調査を行いました。

結果は、利用予定のある方が74名で、利用未定が2名、返還希望が2名となっており、返還希望者はその条件として、永代使用料の還付を希望されています。

<観音寺墓地利用意向調査結果>

(平成22年10月13日〆切)

区域	在住地	墓碑設置、埋葬の予定について				未回答	合計	回答率
		設置予定	未定	予定なし	計			
1号墓地	町内	5			5	2	7	71.4%
2号墓地	町内	15		1	16	5	21	76.2%
	町外	1			1	0	1	100.0%
	計	16	0	1	17	5	22	77.3%
3号墓地	町内	2			2	1	3	66.7%
	町外	1			1	1	2	50.0%
	計	3	0	0	3	2	5	60.0%
4号墓地	町内	48		1	49	9	58	84.5%
	町外	2	2		4	3	7	57.1%
	計	50	2	1	53	12	65	81.5%
全体	町内	70	0	2	72	17	89	80.9%
	町外	4	2	0	6	4	10	60.0%
	合計	74	2	2	78	21	99	78.8%



(意向調査の際に寄せられた意見)

- 墓地運営組合による墓地の定期的な清掃、除草をしていただきありがとうございます。今後ともよろしくお願い申し上げます。
- 大雨のたびに砂利（土砂）の流出があり墓地内に入るので排水溝を下げて土砂の部分を舗装にしてほしい。
- 墓地通路が急であるため、手すり等の設置も検討してほしい。
- A市に夫を埋葬した墓地がある。将来は地元に移葬したいが、時期は不明。
- 現在、埋葬してあるのですが、経済的に墓碑が建てられない。
- 墓地の使用許可の際に20万円ものお金を出したが、返還の際は無料で返さなくてはいけないため抵抗はある。

イ 効率的利用にかかる考察

アの意向調査をふまえ、区画の効率的利用を図ることを目的とした墓地の返還について、次のとおり考察します。

A 返還によるメリット

墓碑未設置未納骨である未利用墓地の返還を促進することで、墓地困窮者に向けた区画をより多く確保できます。

また、利用する予定がない方が負担している運営組合会費や区画管理の手間を解消できます。

B 永代使用料還付の条件

当該区画において、墓碑等の設置や納骨のほか、塔婆、献花、供物等を配置するなどの実利用がない場合に限り、永代使用料の還付対象とすることが可能であると考えられます。

なお、過去に墓碑等を設置したことがある場合には、現に利用した実績があるため、永代使用料の還付の対象としては想定していません。

C 還付対象者

平成20年度に南会津町墓地条例施行規則の改正を行い、遺骨の保有が使用許可の前提条件となったことから、それ以後の使用許可については、将来にわたって未使用墓地の発生は想定しにくいと考えられます。

よって、永代使用料の還付として想定されるのは、平成20年度以前の許可分となります。

<返還対象となる区画数及び想定額> (平成25年7月末現在)

区域	還付条件に該当する区画数	想定される返還額	内 訳
1号	6	258,750 円	6,750円× 5区画 225,000円× 1区画
2号	19	1,215,000 円	55,000円×18区画 225,000円× 1区画
3号	1	107,000 円	107,000円× 1区画
4号	51	11,775,000 円	225,000円×45区画 275,000円× 6区画
合計	77	13,355,750 円	

ウ 効率的利用に関する方針について

イの考察とおり、一定条件における永代使用料の還付については、広く利用者にメリットがあることから、使用者相互の公平性にも配慮しながら制度の見直しを行い、区画の効率的利用が図られるよう協議していくこととします。

5 将来における町営墓地整備

① 環境整備にかかる概略設計について

墓地区画の造成を含め、墓地霊園としての機能を充実させるために、数回の検討会を踏まえて、平成18年度に環境整備にかかる概略設計を委託しました。

用地の取得や護岸工事、橋の新設などを含めた設計を盛り込んだ結果、総工事費4,920万円と算出されましたが、その工事に見合うだけの需要が見込まれないと判断したため、工事を見合わせることにしました。

当面の間は小規模の拡張工事や排水路工事など、現状の敷地内で必要最小限の整備にとどめることとしています。

② 将来における造成の方向性について

観音寺墓地は、四方が急峻な山林や谷間に面しており、現状の観音寺墓地の敷地を増設しての造成は、地形的に困難な状況にあります。

平成19年度に追加造成した4号墓地の上流側にスペースがあるものの、雨水や土砂の流入を最小限に抑える『緩衝帯』として位置づけられている区画であるため、周辺の地形的な環境を考慮すると、敷地内への新たな区画造成は必要最小限にする必要があります。

今後、更に区画が必要となった場合は、地理的条件を勘案したうえで造成箇所を検討するとともに、新たな町営墓地の必要性を含めた方針を再度検討するものとします。

なお、新たな墓地を設置する場合、「福島県墓地、埋葬等に関する法律施行細則」では次のとおり要件が規定されているため、これらに適合し、かつ利用者の利便性や用地確保の容易性も含めた適地の選定が必要となります。

福島県墓地、埋葬等に関する法律施行細則（昭和44年1月25日、福島県規則第12号）（抜粋）

第1条 墓地（中略）の設置場所は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。ただし、知事が土地の状況等から衛生上及び風教上支障がないと認めるときは、この限りでない。

1 墓地及び火葬場

ア 国道、県道その他交通のひん繁な道路、鉄道、軌道又は河川に近接していないこと。

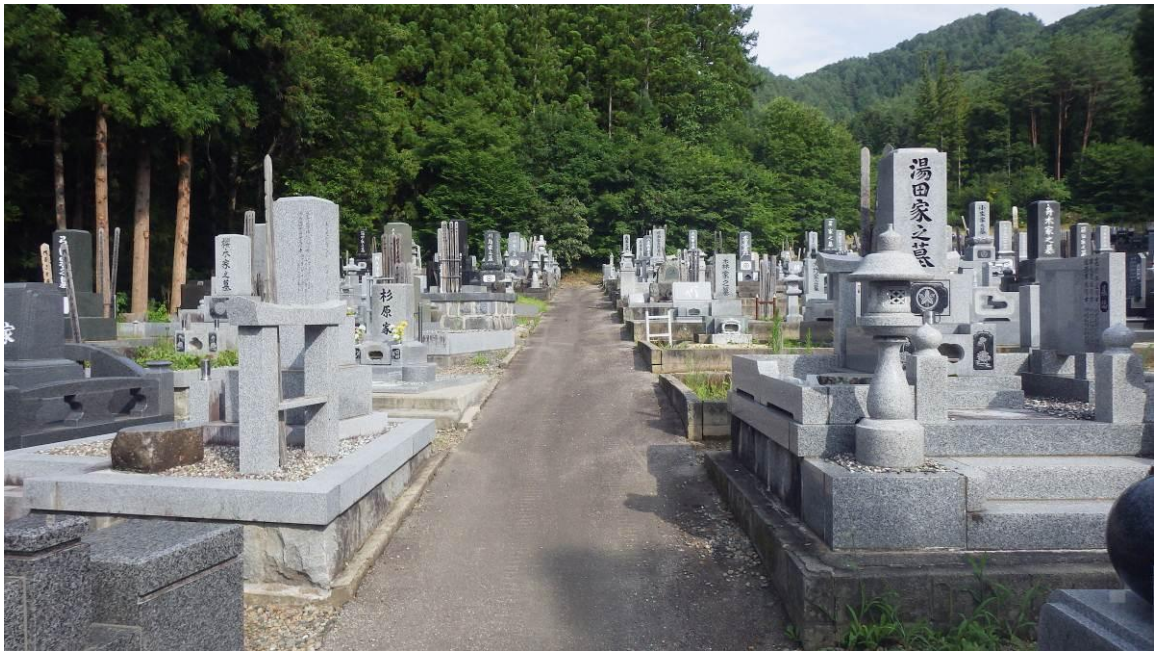
イ 官公署、公園、学校、病院その他の公共的施設及び人家の集落から、墓地の場合にあつては100メートル以上（中略）離れていること。

ウ 飲用水を汚染するおそれのない位置にあり、かつ、高燥であること。

③ 観音寺墓地の将来像について

今後の需要に対しては、次のような方向で整備を進めます。

- 意向調査から約3年が経過し、当時回答を得られなかった使用許可者の中からも、永代使用料の還付を条件とした区画の返還希望が想定されることから、当面の間は、返還区画の確保も含めて対応することとします。
- その後も需要が増え、具体的には、観音寺墓地内の未使用許可区画が5区画以下（墓地需要2、3年程度）となった場合には、周辺の地形的な環境を考慮しながら、現状敷地内の可能な範囲で追加造成を行います。
- 追加造成後も供給可能な区画敷地がなくなった場合は、新たな町営墓地の新設や、町営墓地の供給終了を前提とした町内分譲墓地への誘導など、将来の需給状況に応じて様々な角度から再度検討します。



『ゆりかごから墓場まで』

住んで良かったと思える豊かなまちづくりを目指します。

◎ 資料

○南会津町墓地条例

平成18年3月20日

条例第125号

(設置)

第1条 墓地、埋葬等に関する法律(昭和23年法律第48号)に基づき、墓地を設置する。

(名称及び位置)

第2条 墓地の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 南会津町観音寺墓地

位置 南会津町田島字観音寺甲2758番地

(許可)

第3条 南会津町観音寺墓地(以下「墓地」という。)を使用しようとする者は、規則の定めるところにより、町長の許可を受けなければならない。

(代理人選定の届出及び義務)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、速やかに町内に住所を有する代理人を選定し、規則の定めるところにより、町長に届け出なければならない。

(1) 前条の許可を受けた町民で、本町以外に住所を異動するとき。

(2) 前条の許可を受けようとする町民以外の者で、申請するとき。

2 前項の代理人は、使用者に代わってこの条例及びこの条例に基づく規則に定める一切の義務を負うものとする。

(使用料)

第5条 墓地の使用は永代使用とし、その使用料の額は、別表のとおりとする。

2 前項の使用料は、使用許可の際に納入しなければならない。

(使用の制限等)

第6条 墓地の使用許可区域は、次のとおりとする。

区分	区域
1号墓地	昭和44年度に設置した区域
2号墓地	昭和53年度に設置した区域
3号墓地	昭和60年度に設置した区域
4号墓地	平成9年度に設置した区域

2 埋葬は、焼骨とし、死体の埋葬は、許可しない。

3 墓地の使用は、1使用者につき1区画とし、1号墓地から3号墓地までの使用許可面積は、1区画につきおおむね7.5平方メートルとし、4号墓地は、5.0平方メートルとする。

4 墓地は、1号墓地から3号墓地までを自由墓域、4号墓地を規格墓域とし、墓碑等の規格の制限については、規則で定めるものとする。

5 使用者は、墓地内の掃除又は修理を行い常に清潔を保たなければならない。

6 墓地内に工作物の建設又は樹木の植栽をしようとするとき、若しくはこれを移動撤去しようとするときは、町長の許可を受けなければならない。

(墓地の承継届)

第7条 使用者が死亡したとき、親族又は縁故者でその祭祀を主宰する承継人は、速やかに町長に届け出て、使用权の承継をしなければならない。

(使用权の消滅)

第8条 祖先の祭祀を主宰する者がいない場合は、使用权は、消滅するものとする。

2 町長は、前項の規定によりその使用权が消滅したときは、一定の場所に改葬し、墓碑等に移転することができる。

(使用許可の取消し)

第9条 町長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、墓地の使用許可を取り消すことができる。

- (1) 許可を受けた使用目的以外に使用したとき。
- (2) 使用权を譲渡し、又は転貸したとき。
- (3) この条例若しくはこの条例に基づく規則又は使用許可の条件に違反したとき。

(墓地の返還)

第10条 使用者は、使用墓地が改葬等のため不用となったとき、又は使用許可を取り消されたときは、速やかにこれを原状に復して返還しなければならない。この場合において、その費用は、使用者の負担とし、既納の使用料は、還付しない。

(使用墓地の変更)

第11条 町長は、公益上必要があるときは、使用者に対しその墓地を変更させることができる。

2 町長は、前項の規定により墓地を変更させたときは、これに代わる墓地を指定し、かつ、移転によって通常生ずる損失を補償するものとする。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年3月20日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の田島町墓地条例(平成9年田島町条例第27号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

別表(第5条関係)

区分	使用料の額
町民	1区画につき225,000円
町民以外	1区画につき275,000円

備考 「町民」とは、許可を受けようとする者(以下「本人」という。)がその申請の日の1年前から引き続き南会津町の区域内に住所を有する場合又は本人の配偶者若しくは一親等の血族が本人のその申請の日の1年前から引き続き南会津町の区域内に住所を有する場合をいい、「町民以外」とは、その他の場合をいう。

(趣旨)

第1条 この規則は、南会津町墓地条例(平成18年南会津町条例第125号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用許可の条件)

第2条 条例第3条に規定する墓地の使用許可の条件については、墓地を有しておらず、現に埋葬する親族の焼骨を有する者とする。この場合において、親族とは六親等内の血族と配偶者、三親等内の姻族をいう。

(使用許可の申請)

第3条 墓地の使用許可を受けようとする者は、観音寺墓地使用許可申請書(様式第1号)に住民票の写し及び親族の焼骨を有していることを証明する書類の写しを添えて、町長に提出しなければならない。

2 町民以外の者が、墓地の使用許可を受けようとするときは、前項の申請書に観音寺墓地使用者代理人選定届(様式第2号。以下「代理人選定届」という。)及び当該代理人の住民票の写しを添えて、町長に届け出なければならない。

(使用許可書の交付)

第4条 町長は、墓地の使用を許可したときは、観音寺墓地使用許可書(様式第3号。以下「使用許可書」という。)を申請人に交付するものとする。

(住所等の変更届等)

第5条 使用者又は代理人が住所又は氏名を変更したときは、観音寺墓地使用者・代理人住所等変更届(様式第4号)に使用許可書及び住民票の写しを添えて、町長に届け出なければならない。この場合において、本町外への住所の変更であるときは、当該使用者は、代理人選定届をあわせて提出しなければならない。

(墓碑等の規格)

第6条 条例第6条第4項の規定による墓碑の規格については、別表のとおりとする。ただし、町長が特に認めたときは、この限りでない。

2 条例第6条第6項の規定による工作物等の建設等の許可は、工事を実施する10日前までに、観音寺墓地墓碑設置等許可申請書(様式第5号)により、町長の許可を受けなければならない。

3 前項の規定により工作物等の建設等を許可したときは、観音寺墓地墓碑設置等許可書(様式第6号)を使用者に交付するものとする。

(使用権の承継)

第7条 条例第7条の規定により墓地の使用権を承継しようとする者は、観音寺墓地使用権承継届(様式第7号)に前使用者の使用許可書及び承継者の住民票の写しを添えて、町長に届け出なければならない。

(埋葬及び改葬の手続)

第8条 使用者は、埋葬及び改葬しようとするときは、使用許可書を町長に提出し、所要事項の記載を受けなければならない。この場合において、埋葬のときは火葬許可証を、

改葬のときは改葬許可証を添付しなければならない。

(使用墓地の返還)

第9条 条例第10条の規定により使用者が墓地を返還しようとするときは、観音寺墓地使用返還届(様式第8号)に使用許可書を添えて、町長に届け出なければならない。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成18年3月20日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の田島町墓地条例施行規則(平成9年田島町規則第9号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成19年規則第2号)

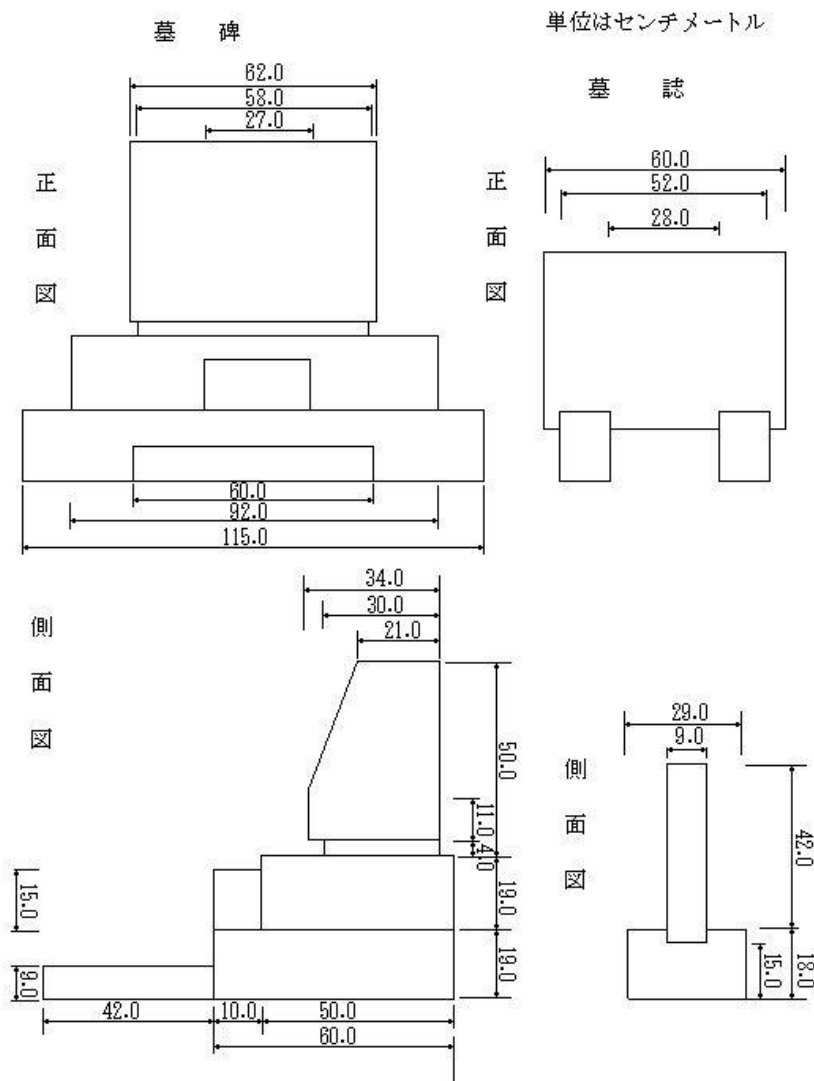
この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年規則第8号)

この規則は、公布の日から施行する。

別表(第6条関係)

南会津町観音寺墓地墓碑規格図



○本町近隣都市における公営墓地の状況

(平成22年12月調査)

市町村	名称	規模等	永代使用料	条件等
	申込受付	区画面積	管理料	
会津若松市	冬木沢墓園 (河東)	214 区画 (残 55 区画)	216,000 円	下記の条件を満たしている方。 ・市内に1年以上住んでいる(会津若松市民である)。 ・直系2親等以内の方の焼骨(死産児を含む)を、現に持っている。 ・使用許可後、1年以内に墓碑の設置ができる。
	随時受付	4.5 m ²	年 4,500 円	
郡山市	東山霊園墓所	計 17,104 区画 6,024 区画/4.5 m ² うち 79 区画募集中	220,000 円	次のいずれにも該当する方。 ・郡山市内在住の方(郡山市に住民登録をしている方) ・埋蔵されていない焼骨をお持ちの方。 ・同一世帯に東山霊園墓所の使用許可を受けている者がいない方(1世帯につき1区画まで) ・他の墓地等から東山霊園墓所に改葬をする目的での申し込みはできません。
	随時受付	4.5 m ²	永代管理料 60,100 円 または 年間管理料 3,970 円	
白河市	東霊園	全 262 区画 (うち 95 区画募集)	335,000 円	・本市に住所を有する者。ただし、代理人を定めた場合は、本市外に住所を有する者であっても許可。
	随時受付	5.0 m ²	10 年毎 25,000 円前納 (年換算 2,500 円)	
泉崎村	泉崎村墓地公苑	105 区画 (うち 12 区画募集)	300,000 円 (村内永代使用料)	
			330,000 円 (村外永代使用料)	
那須塩原市	赤田霊園 2 号墓地	432 区画 (うち 50 区画募集)	340,000 円	・市に3年以上居住されている方。ただし急を要する場合はご相談ください。 ・他に墓地を使用していない方。
	随時受付	5.0 m ²	年 1,000 円	
那須塩原市	塩原温泉さくら公園墓地	83 区画 (うち 50 区画募集)	200,000 円	・市に3年以上居住されている方。ただし急を要する場合はご相談ください。 ・市外者
	随時受付	4.0 m ²	400,000 円	
宇都宮市	河内北霊園	墓地基数：445 基 (予定 950 基)	250,000 円	次のすべての条件を満たしている方。 ・宇都宮市に引き続き 6 カ月以上住んでいる人。 ・市内・市外を問わず使用できる墓地のない人。 ・祭祀を主宰すべき遺骨のある人。 ・なお、東の杜公園については、高齢者に限って遺骨のない方の本人募集を年 1 回実施しています。
	年数回受付	4.9 m ²	年 1,500 円	
宇都宮市	東の杜公園	墓地基数(予定) 12,000 基 納骨堂収蔵可能数 88 基 (全て焼骨 1 体用)	230,000 円	
	年数回受付	4.0 m ²	年 5,460 円	



南会津町墓地基本構想（観音寺墓地管理運営指針）

平成25年8月21日 策定

南会津町環境水道課環境衛生係（観音寺墓地運営組合事務局）

〒 967-8501

南会津郡南会津町田島字後原甲 3531 番地 1

TEL 0241-62-6140 FAX 0241-62-1288

E-mail h_kansui@town.minamiaizu.lg.jp